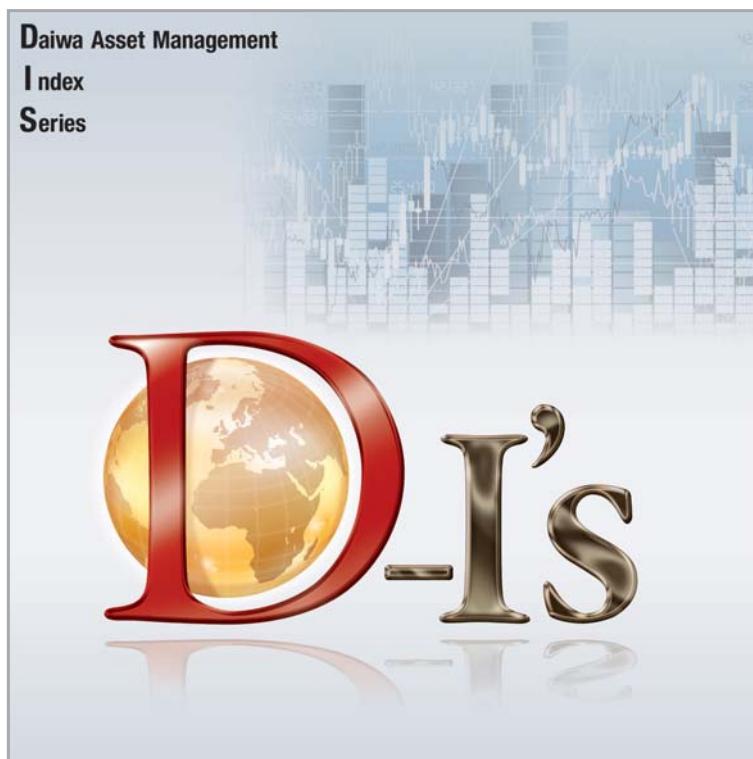


使用開始日 2017年9月29日

## 投資信託説明書(交付目論見書)

# D-I's 新興国株式インデックス

追加型投信／海外／株式／インデックス型



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社（ファンドの運用の指図等を行ないます。）

**大和証券投資信託委託株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第352号

**大和投資信託**

Daiwa Asset Management

■受託会社（ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。）

**三井住友信託銀行株式会社**

■委託会社の照会先



ホームページ  
<http://www.daiwa-am.co.jp/>



コールセンター 受付時間 9:00～17:00 (営業日のみ)  
0120-106212



スマートフォン用サイト  
<http://www.daiwa-am.co.jp/sp/>  
こちらから委託会社のホームページがご覧いただけます。▶



■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。  
また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	株式	インデックス型	その他資産(投資信託証券(株式一般))	年1回	エマージング	ファミリー・ファンド	なし	その他(FTSE RAFI エマージング インデックス(円換算))

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ [<http://www.toushin.or.jp/>] をご参照下さい。

#### 〈委託会社の情報〉

委 託 会 社 名 大和証券投資信託委託株式会社

設 立 年 月 日 1959年12月12日

資 本 金 151億74百万円

運用する投資信託財産の  
合 計 純 資 産 総 額 16兆2,455億6百万円

(平成29年7月末現在)

- 本文書により行なう「D-I's 新興国株式インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成29年9月28日に関東財務局長に提出しており、平成29年9月29日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます（請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。）。

## ファンドの目的

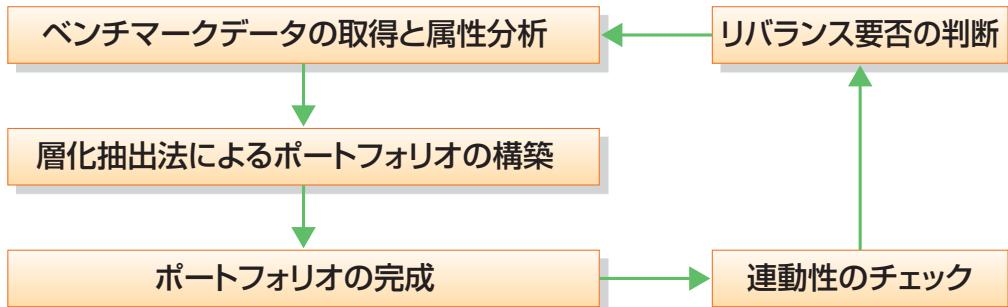
- 新興国の株式に投資し、投資成果をFTSE RAFI エマージング インデックス（円換算）の動きに連動させることをめざします。

## ファンドの特色

 新興国の株式に投資し、投資成果をFTSE RAFI エマージング インデックス（円換算）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

- 効率性の観点からFTSE RAFI エマージング インデックスとの連動をめざすETF（上場投資信託証券）に投資する場合があります。

### 運用プロセス



層化抽出法によりポートフォリオを構築します。

層化抽出法は、ベンチマーク構成銘柄をいくつかのグループに分け、それぞれのグループから銘柄を抽出し、保有ウェイトを決定してベンチマークとの連動をめざす運用手法です。運用資産規模等により、ベンチマーク全構成銘柄への投資をすることがあります。

ベンチマークであるFTSE RAFI エマージング インデックス（円換算）への連動性を随時チェックし、必要があればポートフォリオのリバランスマニエジメントを行ない、連動性を維持するように運用を行なっています。

(注)「株式」…DR（預託証券）を含みます。

※DR : Depositary Receipt の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。また、通常は、預託された株式の通貨とは異なる通貨で取引されます。

# ファンドの目的・特色

## ◆ FTSE RAFI エマージング インデックスについて

FTSE RAFI エマージング インデックスとは、FTSE社 (FTSE International Limited) の流動性基準、時価総額基準、浮動株調整をクリアした新興国の上場株式の中から、4つのファンダメンタル指標（株主資本、キャッシュフロー、売上、配当）に着目し、リサーチ・アフィリエイツ社 (Research Affiliates LLC) 独自のインデックス構成手法\*により、銘柄の選定およびウェイト付けを行なう指数です。

### \*インデックス構成手法

- (1) FTSE エマージング All Cap インデックスに採用されている銘柄をユニバースとし、4つのファンダメンタル指標をもとに各銘柄のスコアを算出します。
- (2) 各銘柄をスコアの高い順にランク付けを行ない、ユニバース銘柄から上位約350銘柄を選定します。
- (3) 各銘柄のスコアをもとに選定銘柄のウェイト付けを行ない、インデックスを構築します。

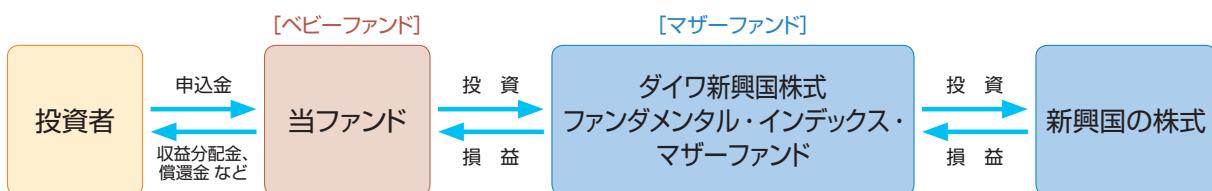
### FTSE RAFI エマージング インデックスの構成国（平成29年7月末現在）

ブラジル、チリ、中国、インド、インドネシア、マレーシア、メキシコ、ポーランド、ロシア、南アフリカ、台湾、タイ、トルコ

## ファンドの仕組み

### ●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- ・マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- ・マザーファンドにおいて、株式およびETF（上場投資信託証券）の組入比率の合計は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- ・マザーファンドにおいて、運用の効率化をかかるため、株価指数先物取引等や外国為替予約取引等を利用することができます。このため、株式の組入総額ならびに株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産の組入総額ならびに外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ・為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

- ・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、「ファンドの特色」の運用が行なわれないことがあります。

## 分配方針

毎年7月5日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

### 【分配方針】

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

## 主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

### 〈FTSE RAFI エマージング インデックス（円換算）について〉

FTSE RAFI エマージング インデックス（円換算）は、FTSE RAFI エマージング インデックス（米ドルベース）をもとに、FTSE International Limitedの承諾を得て委託会社が計算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE International LimitedとResearch Affiliates LLCに帰属します。また、FTSE International Limitedは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

当ファンドにつきましては、FTSE International Limited（以下「FTSE」）、London Stock Exchange Groupの会社（以下「LSEG」）、もしくはResearch Affiliates LLC（以下「RA」）（総称「ライセンス供与者」）は、いかなる形においても、スポンサー、保証、販売、または販売促進を行なうものではありません。ライセンス供与者は、[FTSE RAFI Emerging Index]（以下「インデックス」）の使用から得た結果および／または上記インデックスが特定日の、特定時間において示す数値について、明示、暗示を問わず何ら保証や意見表明を行ないません。インデックスは、RAと共に、FTSEが取りまとめ、算出を行ないます。ライセンス供与者は、インデックスの誤り（過失その他であっても）に対していかなる者に対しても責任を負うものではなく、ライセンス供与者は、いかなる者に対してもインデックスの誤りについて助言する義務を負うものではありません。

FTSE®はLSEGが所有する商標であり、ライセンス契約に基づき、FTSE International Limited が使用します。Fundamental Index®およびRAFI®はRAが所有する商標です。

# 追加的記載事項

## ●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、FTSE RAFI エマージング インデックス（円換算）の動きに連動する投資成果をあげることをめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れるとは限らないこと
- ・運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料等の費用負担  
※新興国においては、先進国と比較して、ファンドが負担する売買手数料、口座管理料などの売買に伴う費用が高くなる傾向があります。
- ・株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致  
※新興国においては、先進国と比較して、株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の差が大きくなる傾向があります（為替評価を含みます。）。
- ・指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
- ・株価指数先物およびETF（上場投資信託証券）と指数の動きの不一致（先物およびETF（上場投資信託証券）を利用した場合）
- ・株式、株価指数先物取引およびETF（上場投資信託証券）の最低取引単位の影響
- ・株式、株価指数先物取引およびETF（上場投資信託証券）の流動性低下時における売買対応の影響
- ・指数の構成銘柄の入替えによる影響および指数の算出方法の変更による影響
- ・新興国特有の制度や税制により運用に制約が生じる場合があること

## 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

### 〈主な変動要因〉

株価の変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
その他の 要因	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

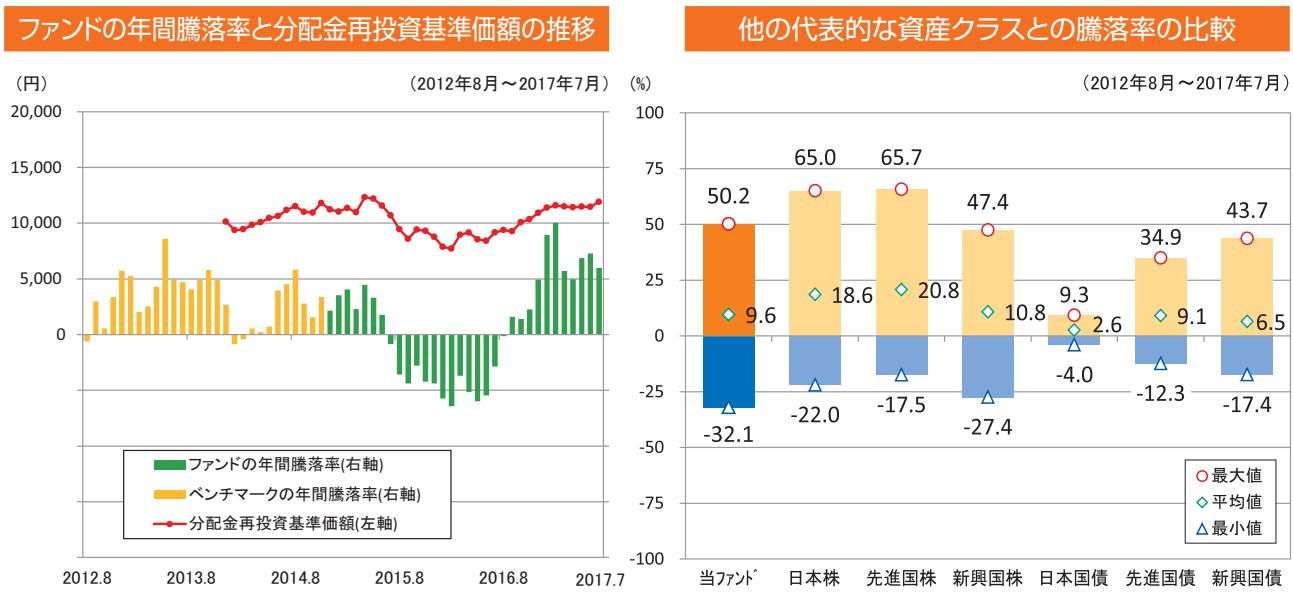
## リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。

# 投資リスク

## 参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



\*各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

\*ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

### ※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

### ※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指標値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指標で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指標の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発したインデックスです。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は同社に帰属します。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指標は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指標を複製・使用・頒布することは認められていません。

Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

2017年7月31日現在

## 基準価額・純資産の推移

基準価額	11,898円
純資産総額	78百万円

### 基準価額の騰落率

期間	ファンド
1ヶ月間	3.8%
3ヶ月間	4.2%
6ヶ月間	4.6%
1年間	29.9%
3年間	6.6%
5年間	-
設定来	19.0%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

## 分配の推移（10,000口当たり、税引前）

決算期	直近1年間分配金合計額: 0円				設定来分配金合計額: 0円			
	第1期 14年7月	第2期 15年7月	第3期 16年7月	第4期 17年7月				
分配金	0円	0円	0円	0円				

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	株式業種別構成	比率	組入上位10銘柄	国・地域名	比率
外国株式・先物	346	91.0%	香港ドル	26.1%	金融	28.9%	POWERSHARES FTSE RAFI EM MKT	アメリカ	6.5%
外国投資証券	1	6.5%	米ドル	15.4%	エネルギー	16.4%	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	中国	3.4%
外国リート	3	0.4%	台湾ドル	13.2%	情報技術	10.6%	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	2.5%
			ブラジル・レアル	12.1%	素材	8.9%	IND & COMM BK OF CHINA-H	中国	2.4%
コール・ローン、その他		2.2%	南アフリカ・ランド	8.0%	電気通信サービス	8.6%	GAZPROM PAO -SPON ADR	ロシア	2.1%
合計	350	-	インド・ルピー	7.2%	生活必需品	5.0%	CHINA MOBILE LTD	中国	1.9%
国・地域別構成		比率	メキシコ・ペソ	4.8%	一般消費財・サービス	3.8%	HON HAI PRECISION INDUSTRY	台湾	1.8%
中国		25.6%	タイ・バーツ	3.3%	公益事業	3.1%	BANK OF CHINA LTD-H	中国	1.7%
台湾		12.9%	マレーシア・リンギット	2.4%	資本財・サービス	2.8%	LUKOIL PJSC-SPON ADR	ロシア	1.6%
その他		59.4%	その他	7.5%	不動産、他	2.9%	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	メキシコ	1.4%
合計		97.9%	合計	100.0%	合計	90.9%	合計		25.4%

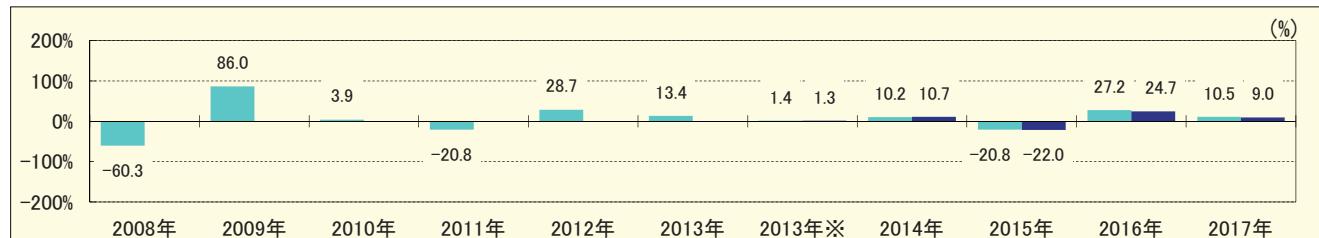
※株式業種別構成は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

## 年間收益率の推移

当ファンドのベンチマークはFTSE RAFI エマージング インデックス(円換算)です。

■ ベンチマーク ■ ファンド



・ファンドの「年間收益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間收益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2013年※は設定日(12月9日)から年末、2017年は7月31日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、香港証券取引所、サンパウロ証券取引所、インドのボンベイ証券取引所またはナショナル証券取引所のいずれかの休業日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	午後3時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）
購入の申込期間	平成29年9月29日から平成30年9月28日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消すことがあります。
信託期間	平成25年12月9日から平成40年7月5日まで 受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 • 受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 • FTSE RAFI エマージング インデックス（円換算）が改廃された場合 • 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき • やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年7月5日（休業日の場合翌営業日）
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
信託金の限度額	1,000億円
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ [ <a href="http://www.daiwa-am.co.jp/">http://www.daiwa-am.co.jp/</a> ] に掲載します。
運用報告書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※平成29年7月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

## ファンドの費用・税金

### 〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用			
	料率等	費用の内容	
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) <b>2.16% (税抜2.0%)</b>	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。	
信託財産留保額	ありません。	—	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
	料率等	費用の内容	
運用管理費用 (信託報酬)	<b>年率0.648% (税抜0.60%)</b>	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期間の最初の6か月終了日（休業日の場合翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。	
配分 (税抜) (注1)	委託会社 販売会社 受託会社	年率0.315% 年率0.255% 年率0.03%	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
その他の費用・手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。	

(注1) 「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2) 「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合せ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場投資信託証券は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

### 〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 <sup>(注)</sup> 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 <sup>(注)</sup> 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。

※上記は、平成29年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。